

研究題目「戦国秦漢期における流通・交通管理制度の研究」

宗周太郎

本論文は戦国秦漢期における流通・交通管理制度がいかなるものであったかを研究するものである。

序論では中国古代流通研究の現状と課題を述べた。中国古代流通研究は、個別具体的な研究が一部あるものの、生産の研究に比べると圧倒的に少ないという問題がある。こうした経済史研究における流通研究の不足という問題の大きな原因は、中国史学における基本史料である正史に流通・交通の制度・構造に対する包括的な記述がない事に起因する。

この史料の問題については、近年陸続と出土している簡牘史料の中から流通に関わる新しい知見を得る事ができており、こうした史料の増加によって流通制度の状況を詳しく検討する素地ができつつある。ただ、漢代以前の出土史料の大半が法制史料や行政史料など官側の史料であるという事情のため、官の側からの記述、すなわち管理の視点から流通経済を把握する必要がある。こうした史料状況により、本稿では流通管理に着目する。

生産と消費をつなぐものとして流通が存在するが、大別して、具体的な物の流通である物的流通と、所有権移転の商的流通に分けられる。物的流通は一般に想像される流通で、具体的な物品の運送や貯蔵を指す。商的流通は権利の譲渡の面から見た流通であり、売買や貸借などの取引を指す。流通制度の概要を理解するためには、具体的な物の移動や貯蔵の解明に加え、所有権の移転といった商的流通の観点からも理解する必要がある。従来は専ら物的流通の研究がなされ、商流の側面が無視されてきたが、流通とはこの物的・商的流通、両者の相互関連により成り立つ概念であり、この二つの流通の仕組みの解明を通して、流通の全体像を把握する事ができるようになるはずである。

流通管理研究について、まずは主要地点での管理を検討する必要がある。流通経済に関連する地点としては、市、関所、道路、橋梁、宿泊施設などがあるが、それらを本稿では大まかに三つに区分する。流通の経路にあたる道路・橋梁や宿泊施設、人や物の出入を管理する関所、経済活動の中心地たる市、以上の三つに区分した。

本稿では管理の視点から中国古代の流通経済を俯瞰し、全体像を把握するとともに、秦漢期にはどのように流通を管理しようとしていたのかを解明する。物的流通と商的流通の二つの観点から諸史料を精査する事で、流通経済の枠組みを示し、戦国秦漢期において流通がどのように管理されたのか、流通経済に関わる諸地点やその富と君主権力の結びつきがどのようにであったかを考察する。

第一章では、流通を構成する要素の一つとして、道路と題して関連する事柄を整理した。『国語』などに記述される道路整備の規定は基本的に時令説に基づいていたが、秦漢期の法律条文ではより柔軟に現実に対応することを規定していた。また道路には黔首の利益になるものと、官の用務のために整備するもの

が区別されていた。法律条文や役人の心得には適切な交通管理が規定されており、秦代には既に道路整備が官吏の責務であったが、漢代でも橋梁などの整備・管理が地方行政長官の職務とされ、交通インフラの整備が公権力の責務の一つであった。

宿泊施設について、様々な施設が存在することを確認するとともに、吏の宿泊について検討した。吏は吏舎に泊まることが原則で、出先では郵や亭にも宿泊していた。だが、実際は上記のような公営の宿泊施設だけでなく、私人宅に泊まる例もあり、交通路線上の様々な場所で宿泊していたことが確認できた。

また、里耶秦簡の事例を見る限り、現実にはなかなか十分な土木工事や交通整備が行えたわけではなかった事、史書が伝える土木工事を盛んに行った秦というイメージとは必ずしも合致しない事を指摘した。その中で除道が行われていた事については、土木工事と時令説の関係からも、実用性よりもまじないとしての意味あいがあったのではないかと推測した。

第二章では、流通を構成する要素の一つとして、関所に関連する事柄を整理した。『周礼』に見える関所管理とは異なり、秦代以降では所属県が通行証を作成し、関所は通行証を確認するのみであった。また通関時に名簿を作る事も規定され、関中地域からの出入りに関しては特別に注意されていた。一方先行研究によると、漢代西北辺の関所における実際の検察業務は現代的な観点から言えばほぼ機能しておらず、入関した人間が戻ってきたかどうか、という点に重点が置かれていたという。

関所は交通規制に関わるとともに、戦国期には君主の財源の一つとしても一定の役割を果たしており、その管理も多様な目的があった。法律条文からは厳格な規制を行っていたように見えるが、肩水金關漢簡に見える管理実態は法律の規定とは隔たりがあった。こうしたことから、地域によって関所に期待される役割は異なっており、関中といった中央か、辺境の関所かによって管理が異なっていたと考えられる。

第三章では、流通を構成する要素の一つとして、市に関連する事柄を整理し、統一以前の秦代における国家と市の関係性が、従来考えられてきたより緩やかであった事を指摘した。伝世史料に基づく先行研究によれば、春秋時代の市は国家や国君の制約を受ける事が少なかったが、戦国時代に入り次第に国家に統制されるようになったとされる。漢代では高祖の時に強められた商賈の律が呂后期に入ると緩められるが、武帝期に緡銭令を発して商人に対する弾圧が強まり、古代における商人弾圧が絶頂を迎えた。

秦代の裁判事例を扱った簡牘史料から、秦代の市では、券の規格が官によって定められたのではなく、市の商人たちが独自に定めたこと、人々の市区への出入りを管理していた一方で、素性のよくない者も市に多く存在したことを前提とした認識が秦律に存在したこと、実際の市の管理は厳罰一辺倒ではなく、現状に合わせ市に存在する人々を上手く利用していたことを指摘した。

以上の検討から、秦代は漢代ほど積極的に商人弾圧を行ったとは考えづらく、漢代における商人弾圧は漢初から武帝期にかけて醸成されたことが明らかとなった。また本章で述べた裁判事例から見える秦代の市の状況も、人民の統治には鞭だけでなく飴を用いるといった『為吏之道』の文言が一定の実践を伴っていた可能性を示唆した。

第四章では、『岳麓秦簡(肆)』に見える質を中心として、質字に関して考察した。まず質字の意味についての先行研究を整理し、その問題点を指摘した。続いて出土史料中の質字の用例を収集し、質字の用法を整理した。その後『岳麓秦簡(肆)』金布律の条文を検討し、検討した金布律、及び簡牘史料の内容に従って、大型動産売買の際の質について検討した。この検討により、大型動産売買時に作成される質は、売買契約の成立を官が保証する意味合いを持ち、同時に戸籍情報と密接なかわりを持つ行為だった事を明らかにした。そしてそれは所有権の確認・移譲にも官が関わっていた事を示すものと考えられると結論付けた。

そして『法律答問』中の質に関する条文を検討する事で、現代にも通じる貸借契約の担保としての意味と、『岳麓秦簡(肆)』の売買契約の質行為の意味を比較検討し、それらが官による契約の担保という点で共通点を有する事を示した。その他の出土史料と伝世史料の記述を検討し、質の本来の字義はひろく取り決めや盟約の保証・担保であり、もともと金銭に限定されたものではなく、秦漢期に到って経済的用語に変化していったと考えられる事を指摘した。

第五章では、大型動産管理の最初の目的は軍事的要請に基づくもので、主に馬や車を把握するものであったが、戦国時代には経済的指標としての家畜の数を把握する必要性が存在した事を指摘した。また秦代の質の検討から、秦では大型動産売買の際に質を作成し、民間での奴隷や馬牛といった大型動産の所有を戸ごとに把握していたであろう事を指摘した。こうした動産所有情報は郷の戸籍管理と結びつけられ、戸籍簿に直接記載されたかは不明だが、戸籍簿と所有大型動産を紐付けて管理されていたであろう事、公的機関での動産管理の実例から民間においても簿による管理がなされていた事を推測した。

続く漢初においても、質を用いた大型動産管理が行われていた事を指摘した。『二年律令』戸律の内容から、漢代では相続のたびに券が戸籍と関連して県廷に保存され、必要であれば戸籍が所有する動産の情報を確認する事が可能であった。西北簡では所有大型動産の価値が銭で表記され、官吏については特に詳しく管理していた事を指摘した。後漢では銭で所有財産の総額を把握する事が始まっていた事は先学が指摘する通りだが、こうした人々の所有動産の管理について古代中国での一連の流れを本章で確認した。こうした管理把握の変遷を辿る事で、秦から漢にかけて、徐々に人々の財産を管理する仕組みが整い、秦代に既にその核が成立していたことを指摘した。

第六章では、券に関する検討では、古代中国の券の用いられ方を出土史料などによって検討した。券の規定に関して、秦では貸借契約に関する裁判を行う場合、契約時に官による承認としての券を作成することが条件となっており、官が商取引に関与していた事を指摘した。

また、戸籍による所有動産の管理を想定した質の制度を検討する事により、売買取引における官の管理がどのようなものであったかを検討した。質の制度を通して当時の売買がどのような手続きを踏んでいたかを明らかにするとともに、大型動産の所有状況をどのように管理していたかを考察した。

君主と商業管理の関わりについての検討では、戦国時代の諸子の記述や、先秦期の事を記した諸文献に見える記述を通して、秦代に到るまでの商業管理に関する記述を検討した。必ずしも秦代で抑商政策が

取られたわけではない事、先秦期において国家がどのように流通を統制しようとしたのかを検討した。

補論では、参国伍鄙の制を中心に、小匡篇と斉語の性格や、編成プランについて検討を加えてきた。まず斉語が小匡篇に先行する事を、表現や語彙比較の観点から確認し、参国伍鄙に関する記述に校訂を施し、参国伍鄙の制度を比較検討する事で、両篇における参国伍鄙制度の違いを明らかにした。

斉語は従来言われてきたような、優れて春秋時代の制度を伝えるものではなく、戦国時代の状況を背景に書かれたものである事、制鄙については現実に行われた制度とは考えにくい事を指摘した。ただ、参国部分については、類似の記述が他史料に見られる事から、戦国時代の斉国において臨淄内を家数で分割するような制度の存在があった可能性を指摘した。

小匡篇は、斉語の参国伍鄙の制度を換骨奪胎し、鄙を国と同じ行政体系にする事で、斉君を頂点とする行政組織に組み入れようとしたものであると考えた。属の上にさらなる階梯を示唆し、斉語の規模に止まらないプランを提出しており、小匡篇に描かれる参国伍鄙は、戦国斉の恐らくは最末期の改革案であったと推測した。

結論では本稿で述べてきた内容のまとめと今後の課題を述べた。戦国秦漢期の流通管理は、物流面においては、道路や橋梁といった交通インフラの整備が公権力の責務であるという考えが存在したが、一方で実際には十分に管理できたとは言い難いこと、また関所についても法律上での厳格な規定とは異なる運用実態が確認され、関所の地域性によって管理も異なっていたことが予想される。

以上、物流面の流通管理が国家にとって重要であったことは認識されていたが、その実践において理想通りに運用できたわけではなかったことが指摘できる。市の管理についても、必ずしも公権力が抑圧的に管理をしていたわけではなく、商人たちの自主性は存在していた。また、漢代の商人弾圧が秦代には確認されず、秦漢の隔たりが存在する事が明らかとなった。

商業管理においては、比較的商人に自由を与えることで流通促進を図っていた戦国期から、質の制度からも窺えるように、個人の財産の移動を管理可能な仕組みが秦代に施行され、財産管理が徐々に可能になっていき、後漢代にはより強固なものとなっていった。また、漢代中期に均輸平準などの国家的流通が行われるが、こうした流れは戦国期以前の商人に依拠した流通管理から、秦漢を経て国家主導の流通管理に移行していったこととして理解しうるのではないかと指摘した。